

特定非営利活動法人デジたす定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人デジたすという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、不特定かつ多数の住民に対して、地域におけるデジタル格差の解消及び高齢者をはじめとした情報弱者に対する支援を行い、誰もが安心して情報社会に参加できる地域づくりを推進することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 情報化社会の発展を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) デジタル活用支援事業
- (2) デジタル技術に関するイベントの企画・運営
- (3) その他、前各号に附帯又は関連する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会において議決権を有するもの。
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人または団体で、総会において議決権を有しないもの。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し

込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 本法人は、入会金及び会費を徴収しない。

ただし、法人運営上必要が生じた場合には、総会の議決により、別途定めることができる。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が解散したとき。
- (3) 会費を徴収する場合において、継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が定める退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会における特別決議（正会員の3分の2以上の賛成）により除名することができる。

除名にあたっては、事前に当該会員に対して弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款または本法人の規則等に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、またはその目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長を若干名置く。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、無報酬とする。

ただし、職務の執行に要した費用はこれを弁償することができる。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情により報酬を支給する必要がある場合には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、総会の承認を経て支給することができる。

(職員)

第19条 本法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度に1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号に該当する請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席(書面表決または委任を含む)がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名を行わなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに理事に通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名を行わなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員総数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決を経て選定されたものに譲渡する。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	小長谷 崇
副理事長	阿部 淳一
理事	内藤 遼
同	藤岡 幸枝
監事	堀尾 聡

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から、最初の事業年度の末日（令和8年3月31日）までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 0円
正会員会費 0円(年額)
- (2) 賛助会員入会金 0円
賛助会員会費 0円(年額)

要綱様式 1

役員名簿

法人名		特定非営利活動法人 デジたす	
役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	小長谷 崇		無
副理事長	阿部 淳一		無
理事	内藤 遼		無
理事	藤岡 幸枝		無
監事	堀尾 聡		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、社会の急速なデジタル化が進む一方で、高齢者をはじめとする情報弱者にとって、ICT 技術へのアクセスや利用が困難な状況が続いています。特に地域においては、スマートフォンやパソコンの基本操作、行政手続きのデジタル化、情報収集手段の変化への対応が進まず、生活の質や社会参加の機会に大きな格差が生じています。

本法人は、このようなデジタル格差を解消することを目的とし、デジタル活用支援活動（ICT 講座、スマホ教室、パソコンサポート、Web 支援等）を通じて、地域住民が安心して情報社会に参加できる環境を整えることを目指します。

これらの活動は特定の個人や企業に限定されるものではなく、不特定多数の地域住民の利益に資する公益的な取り組みであると考えています。また、これらの活動を安定的かつ継続的に実施していくためには、社会的信用と法的な基盤を持つ法人格が必要であると判断し、特定非営利活動法人としての設立を決意しました。

2 申請に至るまでの経過

当法人の発起人は、20 年以上にわたりパソコン修理や Web 支援など、地域に密着した ICT 関連の業務に従事してまいりました。その中で、特に高齢者や初心者の方々が、デジタル機器の操作やインターネットの活用に困っている場面を数多く目の当たりにしてきました。

例えば、パソコンの基本的な起動や入力操作、LINE や SNS の利用、電子申請といった行政サービスの利用など、現代社会で必要とされる ICT スキルに関する不安や困難を抱える方が非常に多く、また「誰に相談してよいかわからない」「身近に頼れる人がいない」といった孤立感を訴える声も少なくありませんでした。

これらの課題は、今後さらに進行する高齢化と、急速なデジタル社会の進展により、地域全体で深刻化していくと強く実感しています。

このような状況に対し、個人や企業として一時的に対応するのではなく、地域の公的課題として継続的かつ広範に取り組んでいく必要があると考えるに至りました。そこで、地域貢献と公共性を基盤とした非営利活動法人としての形態が最もふさわしいと判断し、今回の設立申請に至ったものです。

令和 7 年 9 月 1 日

特定非営利活動法人 デジたす
設立代表者 住所又は居所

氏名 小長谷 崇

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2026 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 デジたす

1 事業実施の方針

- ・ 設立当初の事業年度では、地域におけるデジタル格差を解消することを目的とし、継続的なスマホ講座およびパソコン講座の実施を通じて、市民への ICT リテラシー向上を目指す。
- ・ 特に高齢者や情報弱者に対する継続的なサポート体制を構築し、ICT 活用に関する相談対応を通じて安心な生活支援を行う。
- ・ 法人の知名度向上を目的とした広報活動として、ホームページ開設準備を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
デジタル活用 支援事業	月 1 回のスマホ講座を開催。 高齢者に LINE・写真・マイ ナポータル等の使い方を伝 授。	(A) 毎月 1 回 (合 計 3 回) (B) 地域公民館等 (C) 2 名	(D) 50 代以上 の地域住 民・高齢 者 (E) 各回 10 名程度	50
デジタル活用 支援事業	週 1 回、月 4 回の PC 講座を 開催。 メール・Word・申請書作成な どを支援。	(A) 月 4 回 (合計 12 回) (B) 地域公民館等 (C) 1 名	(D) 50 代以上 の地域住 民・高齢 者 (E) 各回 10 名程度	67

デジタル活用 支援事業	電話・Web で随時受付。簡易 トラブル診断、訪問サポー トの案内。	(A) 随時実施 (B) 主たる事務 所 (C) 1～2 名	(D) 一般市民 (E) 不特定多 数	60
デジタル技術 に関するイ ベントの企 画・運営	デジタル技術に関するイベン ト	実施予定なし	(D) 一般市民 (E) 不特定多 数	0
その他、前各 号に附帯又 は関連する 事業	ホームページ開設準備、情報 コンテンツ作成	(A) 10 月～3 月 (B) 主たる事務所 (C) 2 名	(D) 一般市民	60

2026 年度の事業計画書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 デジたす

1 事業実施の方針

【1. 基本方針】

①地域に根ざした継続支援の確立

- 高齢者・情報弱者向けデジタル支援の常設化
- 地域との信頼関係の強化（自治体・町内会・社会福祉協議会等）

②事業の多角化による財源の安定化

- 助成金依存から一部自立収益型へ転換（小規模な有料サービス導入）

③パートナー連携の強化と人材育成

- 民間企業・行政・他 NPO・大学等との連携強化
- ボランティアやパートスタッフの継続的な関与と育成

【2. 具体的事業計画】

① デジタル講座の拡充

- パソコン講座：拠点の増加 月 4 回講座を 2 拠点で開催
- スマホ講座：拠点の増加 月 1 回講座を 2 拠点で開催
- 内容例：マイナポータル・LINE 公式活用・詐欺対策・ネット予約・Pay 系

②オンラインサポートの強化

- 遠隔支援ツールを導入し、オンライン相談の品質を向上

③ 不要 PC の再整備と無料提供

- ・ 回収した PC を整備し、講座受講者や支援対象者へ条件付き無償譲渡
- ・ 簡単なマニュアル付きで継続支援も実施

④ 企業向け小規模 IT 研修・講座の受託の準備

- ・ 高齢者を雇用する企業や介護施設などへの「現場向けデジタル研修」
- ・ 有償サービスとして提供し、NPO 収益の一部に充当

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
デジタル活用 支援事業	月 1 回のスマホ講座を開催。 高齢者に LINE・写真・マイ ナポータル等の使い方を伝 授。	(A) 毎月 2 回 (合 計 24 回) (B) 地域公民館等 (C) 2~4 名	(D) 50 代以上 の地域住 民・高齢 者 (E) 各回 10 名程度	250
デジタル活用 支援事業	週 1 回、月 4 回の PC 講座を 開催。 メール・Word・申請書作成な どを支援。	(A) 月 4 回× 2 拠点 (合計 96 回) (B) 地域公民館等 (C) 2 名	(D) 50 代以上 の地域住 民・高齢 者 (E) 各回 10 名程度	432
デジタル活用 支援事業	電話・Web で随時受付。簡易 トラブル診断、訪問サポー トの案内。	(A) 随時実施 (B) 主たる事務 所 (C) 1~2 名	(D) 一般市民 (E) 不特定多 数	120
デジタル活用 支援事業	電話・Web で不要 PC の回収を 随時受付。	(A) 随時実施 (B) 主たる事務所 (C) 1 名	(D) 50 代以上 の地域住 民・高齢 者 (E) 月 3 名程 度	120

デジタル技術に関するイベントの企画・運営	デジタル技術に関するイベント	実施予定なし	(D)一般市民 (E)不特定多数	0
その他、前各号に附帯又は関連する事業	情報コンテンツ、更新・発信作業	(A)4月～3月 (B)主たる事務所 (C)2名	(D)一般市民	120

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から 2026年 3月 31日まで

特定非営利活動法人デジたす

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1.受取会費	0	0
正会員受取会費	0	0
賛助会員受取会費	0	0
2.受取寄附金		
受取寄附金	0	0
施設等受入評価益	0	0
3.受取助成金等	500000	500000
受取民間助成金	0	0
4.事業収益	0	0
5.その他収益		
受取利息	0	0
雑収益	0	0
経常収益計	500000	500000
II 経常費用		
1.事業費		
(1) スマホ講座人件費 (外注費)	6000	6000
パソコン講座人件費 (外注費)	36000	36000
PCトラブル相談人件費 (外注費)	60000	60000
ホームページ開設・更新 (外注費)	60000	60000
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	162000	162000
(2) その他経費	50000	50000
広告宣伝費	25000	25000
会議費	0	0
旅費交通費	0	0
施設等評価費用		
減価償却費		
支払利息		
その他経費計	75000	75000
事業費計	237000	237000
2.管理費		
(1) 人件費	0	0
役員報酬	0	0
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	0	0

(2) その他経費			
会議費	10000		10000
旅費交通費	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
その他経費計	10000		10000
管理費計	10000		10000
経常費用計	247000		247000
当期経常増減額	253000		253000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0		0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計			
当期正味財産増減額	253000		253000
設立時正味財産額	0		0
次期繰越正味財産額	253000		253000

第2期（2026年度）活動予算書

2026年 4月 1日 から 2027年 3月 31日まで

特定非営利活動法人デジタス
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費	0	0
正会員受取会費	0	0
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等	1000000	1000000
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益	0	0
5. その他収益		
受取利息	0	0
雑収益	0	0
経常収益計	1000000	1000000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) スマホ講座人件費（外注費）	96000	96000
パソコン講座人件費（外注費）	288000	288000
PCトラブル相談人件費（外注費）	120000	120000
ホームページ開設・更新（外注費）	120000	120000
PC回収対応（外注費）	120000	120000
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	744000	744000
(2) その他経費	150000	150000
広告宣伝費	138000	138000
会議費	10000	10000
旅費交通費	0	0
施設等評価費用	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
その他経費計	298000	298000
事業費計	1042000	1042000
2. 管理費		
(1) 人件費	0	0
役員報酬	0	0
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費	30000	30000
会議費		

旅費交通費	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
その他経費計	30000		30000
管理費計	30000		30000
経常費用計	1072000		1072000
当期経常増減額	▲72000		▲72000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0		0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計			
当期正味財産増減額	▲72000		▲72000
前期繰越正味財産額	253000		253000
次期繰越正味財産額	181000		181000